

新潟市L i v e 1 1 9運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市消防通信規程（平成27年10月28日消防局訓令第18号）第27条の規定に基づき、消防通信業務を補足するために使用する新潟市L i v e 1 1 9（以下「L i v e 1 1 9」という。）の運用について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通報者等 119番通報をした者、災害現場の協力者及び消防職員をいう。
- (2) L i v e 1 1 9 通報者等のスマートフォンを利用し、災害・救急現場等の映像を消防指令管制センターに送信ができること及び消防指令管制センターが通報者等に応急手当に必要な映像を送信することができるシステムをいう。

(運用)

第3条 指令課長は、通報者等からの通報が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、L i v e 1 1 9を使用することができるものとする。

- (1) 音声通報だけでは状況把握が困難な場合
- (2) 傷病者の容態把握が早期に必要で効果的な口頭指導に活用する場合
- (3) 災害発生場所の特定が困難な場合

2 前項に規定するもののほか、指令課長が必要と認めたときは、使用することができるものとする。

(映像通信の記録)

第4条 取得した映像については保存しない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。